

## 第7回 南砺市文化財保存活用地域計画協議会

日時 令和6年3月18日(月)

14:00～

場所 南砺市役所 302会議室

### 1. 会長あいさつ

### 2. 報告事項

- (1) 南砺市文化財保存活用地域計画の認定について（計画本文・概要版）

### 3. 協議事項

- (1) 南砺市文化財保存活用地域計画協議会の継続について（資料1）

- (2) 南砺市文化財保存活用地域計画の事業進捗管理について（資料2）

### 4. その他（事務連絡）

# 資料 1

南砺市告示第 2 2 号

南砺市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 月 2 5 日

南砺市長 田 中 幹 夫

## 南砺市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 南砺市域に所在する文化財等を総合的に保存・活用していくため、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号。以下「法」という。）第 1 8 3 条の 3 第 1 項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、学識経験を有する者等から意見を聴くため、法第 1 8 3 条の 9 の規定に基づき、南砺市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、計画の策定に関する事項を所掌し、必要に応じて教育長に提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から計画期間の策定が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

# 資料 1

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に変えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が会議の招集又は成立が困難と認めるとき。

- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、ブランド戦略部文化・世界遺産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 資料 1

(召集の特例)

2 最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。この場合において、第 7 条第 1 項中「会長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

~~-(この告示の失効)-~~

~~3 この告示は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。~~

## 資料2

No.	事業名	事業概要	取組主体				新規 / 継続	計画期間	行政担当課	具体的な事業	R6実績
			◎中心となって取組む ○協力して取組む								
			行政	地域	市民	所有者 専門家					
1	指定等文化財の調査	指定等文化財の新たな知見に基づく価値づけに向けた個別の詳細調査の実施する。詳細調査は、学識経験者、文化財の専門家と連携して行う。	◎	◎	○	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	善徳寺文書調査・福野夜高曳山行事総合調査・近代和風建築等総合調査	
2	登録有形文化財候補物件の調査	市内に残る保存状態の良い歴史的建造物を把握し、国登録有形文化財の候補物件として詳細調査を進める。	◎	○	○	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	登録文化財候補物件の調査	
3	発掘調査の実施	市内の埋蔵文化財について開発行為に伴う本発掘調査や試掘調査、また価値の明確化のための学術調査を行い、その保護と活用に努める。	◎			○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	祖谷遺跡発掘調査・ほ場整備試掘調査	
4	未指定文化財の把握調査	市内に所在する文化財の存在の把握のため、無形文化財など調査が不十分な類型の文化財を中心に未指定文化財の把握調査を継続的に実施する。	◎	○	○	○	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	未指定文化財把握調査	
5	文化財保護審議会や各種専門委員会の開催	文化財の調査・研究の精度を上げるため、各専門有識者等の専門的な助言・指導により文化財の価値づけを明確する。文化財保護審議会では文化財の指定や国登録について審議する。	◎			◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	文化財保護審議会・伝建審議会・景観審議会	
6	文化財の指定	詳細調査により、新たな知見に基づく価値づけを行った文化財を指定する。	◎	○		◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課		
7	建造物の国登録の提案	詳細調査により、新たな知見に基づく価値づけを行った歴史的建造物の国登録を文化庁へ提案する。	◎	○		◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課		
8	文化財のパトロール	文化財の巡視を行い、文化財の状況を確認する。定期的に巡視することで、文化財の荒廃や周辺環境の悪化を事前に防ぎ、また災害時は被害状況を速やかに把握する。	◎	○		◎	継続	R6～R11 (恒常)	文化・世界遺産課	文化財保護指導員パトロール・フクジュソウ盗掘パトロール・天然記念物樹木区チェック	
9	指定等文化財の保存・整備・継承	自然災害や経年劣化によりき損した指定等文化財の修理・修繕や、環境整備が必要な文化財の景観整備を行うとともに、適切な保存や継承のための助言等を行う。また、現状変更等の申請を審議する。	◎	○		◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	市所有文化財の修繕	
10	景観の保全	景観の保全のため、景観行政団体を目指す。	◎	○		◎	新規	R9～R11	道路整備課 文化・世界遺産課	景観行政団体を目指し景観の保全に取り組む	
11	文化財収蔵庫の整備・管理	文化財や埋蔵文化財の収蔵庫をそれぞれ集約し整理するための整備を行い、管理する。	◎			○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	福光文化財センターと福野収蔵庫の統合	
12	保存活用計画の作成	高瀬遺跡等の指定等文化財の適切な保存と活用を図るための計画を作成する。	◎	○	○	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	高瀬遺跡保存活用計画	
13	文化財防火訓練	指定等文化財(主に建造物)の防火訓練を推進させるため、文化財防火デーや地域の防災訓練を継続実施し、文化財に対する防火意識の向上を図る。	○	○	◎		継続	R6～R11	文化・世界遺産課	文化財防火訓練	
14	指定等文化財等の防災・防犯設備の整備・支援	指定等文化財の被害状況を速やかに確認する、見回りといった防災・防犯体制の整備を図るとともに、所有者等が負担する指定等文化財の防災・防犯設備の整備について支援する。	◎	○	◎	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	重文建造物防災設備更新・相倉集落及び菅沼集落防災設備更新	
15	指定等文化財の防災計画の作成	指定等文化財の適切な防災体制を整えるための計画を作成し、防災設備の更新・充実を図る。	◎	○	○	◎	新規	R8～R9	文化・世界遺産課	相倉集落及び菅沼集落防災計画	
16	指定等文化財の保存・修理・整備のための支援	指定等文化財を保存・修理・整備するため所有者等が負担する経費について支援し、適切な継承体制の構築を図る。	◎	○	◎	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	五箇山合掌造り家屋の屋根葺き替え補助、楮・トロロアオイ栽培事業補助、指定文化財修繕及び整備補助	
17	後継者育成への支援	適切な歴史文化の継承のため、指定等文化財所有者、伝統行事主催者や伝統技術保持団体等に後継者育成の助言・支援を行う。	◎	○	◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	庵指指導	
18	文化財伝統技術等後継者育成	文化財修理等を継続的に行うことで、文化財に関する伝統技術を持つ人材の育成し、修理技術を磨き、さらなる質の向上を図る。	◎			◎	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	城端曳山修理業者選定	

No.	事業名	事業概要	取組主体				新規 ／ 継続	計画期間	行政担当課	具体的な事業	R6実績
			◎中心となって取組む ○協力して取組む								
			行政	地域	市民	所有者 ／ 専門家					
19	文化財調査・活用を行っている団体との連携強化	文化財に関する活動を行う団体との連携を強化し、中でも地域に密着し指定等文化財の調査や保存、活用を行う団体は、文化財保存活用支援団体への指定を目指す。	◎	○		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	文化財保存活用支援団体への指定	
20	文化財愛護団体への支援	指定等文化財の管理や整備を行っている団体の取り組みに対して財政的・人的支援を行う。	◎	○			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	福光鶴友会・銀友会・殿様道の会整備支援	
21	世界遺産等所有他自治体や文化財保護団体への連携	世界遺産を所有する他自治体や文化財保護団体と連携して情報共有や協同事業を行うことで、文化財の適切な保存と活用を講じる。	◎	○			継続	R6～R11	文化・世界遺産課 交流観光まちづくり課	世界遺産連携会議、善文研、栖霞園を語る会等連携	
22	文化財関係手続等の周知	文化財所有者等が行う文化財関係手続き等をわかりやすく助言や周知を行って、適切な保存活用につなげる。	◎			○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	埋蔵文化財包蔵地の取扱い、五箇山景観条例等の周知	
23	説明板等の設置・整備	指定等文化財の説明板・標柱の老朽化に伴う更新や新指定の説明板の設置を推進するとともに、価値や魅力をわかりやすい表現で表記する。	◎	○		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	指定等文化財説明板・標柱の更新	
24	広報・HPへの定期的な情報発信	文化財の関心を高めるため、また観光資源としての魅力を高めるための情報発信を正確にわかりやすく定期的に行い、文化財の来訪を促す。	◎	○	○	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	イベント・移住・後継者育成などの発信	
25	魅力的な祭礼の紹介動画の作成と発信	市内各所の伝統的な祭礼等のPR動画を作成し、魅力発信に努める。	◎	○	○	○	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	城端曳山祭等の映像作成	
26	文化芸術アーカイブズの充実	文化財を紹介する専用HP「文化芸術アーカイブズ」の内容を充実させ、完成度を高める。	◎	○	○	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	文化財紹介のページ更新	
27	文化財ガイドの育成・充実	文化財の価値や魅力をわかりやすく発信するガイドの育成・充実を図る。	◎	◎	○	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	ユネスコ無形文化遺産等のガイドの育成	
28	企画展示の開催	文化財を身近に感じてもらうため、文化財に関する企画展を開催する。	◎	○		○	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	福光美術館・城端曳山会館・埋蔵文化財センターの企画展の充実	
29	文化財を活かしたイベント等の開催・支援	文化財を身近に感じてもらうため、文化財に関するイベント等を開催・支援する。	◎	◎		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	高瀬遺跡菖蒲まつり・獅子舞共演会の開催	
30	紹介リーフレットの作成	文化財の紹介やものがたりを感じることでできるリーフレットを作成する。	◎	○		○	新規	R8～R11	文化・世界遺産課	文化財紹介リーフレットの作成	
31	指定等文化財周辺環境・関連施設の整備・支援	観光資源としての魅力向上のため、史跡公園や植物といった指定等文化財の周辺環境及び関連施設の整備と支援を行う。	◎	○	○	○	継続	R6～R11	建設維持課 文化・世界遺産課	巴松公園・栖霞公園・天柱石・監的塚などの周辺草刈りやその支援	
32	文化財の観光資源としての持続可能な活用とその支援	地域の宝である文化財を専門家によるコンテンツ開発など収益性のある観光資源として活用し、文化財保存のための収益の還元を図る、またはその支援を行う。	◎	◎	◎	◎	新規	R6～R11	交流観光まちづくり課 文化・世界遺産課	観光拠点整備事業や観光再始動事業等の活用	
33	文化財の利活用とその支援	地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）により、文化財の観光資源の魅力を高めるため、及び地域振興につなげるための利活用とその支援を行う。	◎	◎	◎	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	地域シンボルの整備等事業(国庫補助事業)の活用、登録文化財の内装の整備への補助	
34	小学校社会科副読本の改定	文化財に興味を持ち、その価値と魅力を正しく理解できるよう、わかりやすい副読本とするため学校教育の現場と連携して改定作業を行う。	◎				継続	R6～R11	教育センター 文化・世界遺産課	教育読本「わたしたちの南砺市」作成	
35	文化財出前講座	指定等文化財の存在や魅力を語る出前講座を地域や小中学校で実施し、市民の文化財への関心と認知度を高める。	◎	○		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	呉西地域連携講座・出前講座の開催	
36	文化財体験ワークショップの開催	小中学生をはじめとして火起こしや勾玉づくりといったワークショップを実施し、文化財の魅力を地域教育に活かす。	◎	◎			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	火おこし・勾玉づくり・彫金体験	
37	専門学芸員の充実・配置	美術館・博物館や埋蔵文化財センターの専門学芸員の配置を充実し、文化財の保存活用体制を強化する。	◎				新規	R6～R11	文化・世界遺産課	専門職員の適正な配置	

No.	事業名	事業概要	取組主体				新規 / 継続	計画期間	行政担当課	具体的な事業	R6実績
			◎中心となって取組む ○協力して取組む								
			行政	地域	市民	所有者					
38	南砺市伝統的建造物群保存地区保存審議会及び南砺市五箇山景観審議会の開催	歴史的風致をなす伝統的建造物群と五箇山の景観を保全するための事項を継続的に審議する。	◎	○	○	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	南砺市伝統的建造物群保存地区審議会、南砺市五箇山景観審議会	
39	長期計画による相倉・菅沼集落保存修理と維持管理	相倉・菅沼集落において茅葺き屋根の葺き替えなど恒久的な保存修理や維持管理を計画的に実施する。	◎	○	◎	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	相倉・菅沼屋根葺き替え工事（国庫補助事業）、相倉集落空き家維持管理補助	
40	重文建造物、相倉・菅沼集落防災設備更新	五箇山の重文建造物及び相倉・菅沼集落において家屋の自動火災報知機の老朽化に伴う更新を行う。	◎	○	◎	○	新規	R9～R11	文化・世界遺産課	相倉・菅沼防災設備更新（国庫補助事業）	
41	重文建造物、相倉・菅沼集落の防災計画の作成	防災計画を作成するとともに防災設備の更新・充実を図る。	◎	○	◎	○	新規	R8～R9	文化・世界遺産課	相倉・菅沼防災計画策定事業	
42	相倉・菅沼集落指定文化財管理への支援	五箇山の重文建造物及び相倉・菅沼集落において防災設備点検、差し茅、雪囲い設置、屋根雪下ろし、小修理といった家屋の維持管理にかかる所有者負担に対して支援する。	◎	◎	◎		継続	R6～R11	文化・世界遺産課	指定文化財管理事業（国庫補助事業）	
43	白川村をはじめとする世界文化遺産所在地域との連携	白川村及び世界遺産が所在する他自治体と連携し、情報共有を行い、適切な保存・活用を講じる。	◎	○			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	デジタルヘリテージセンターの設置	
44	茅葺き屋根家屋の保存修理とその支援	重要文化財等の茅葺き屋根の葺き替えなど恒久的な保存修理を計画的に実施する。またそれを行う所有者の負担に対して支援を行う。	◎	◎	◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	白山宮・岩瀬家・村上家・羽馬家（国庫補助事業）および国指定外（未指定含む）の家屋等のの屋根葺き替え、保存修理等事業、指定文化財管理事業への支援	
45	認定合掌造り家屋制度による保存活用等の推進	認定合掌造り家屋(指定・未指定)への建築基準法適用除外等による保存活用の進捗かつ支援を行う。	◎		◎	○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	認定合掌造り家屋への認定制度（南砺市合掌造り家屋の保存および活用に関する条例等）	
46	五箇山世界遺産マスタープランの改定	世界文化遺産を保存・活用する基本計画である五箇山世界遺産マスタープランを現状に即し改定を行う。	◎	○	○	◎	新規	R6～R8	文化・世界遺産課	五箇山マスタープランの改定	
47	茅場の整備への支援	ふるさと文化財の森管理業務支援事業等を活用し、茅葺き屋根の保存のため茅場の造成事業や維持管理に対して支援する。	◎	◎			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	茅場の造成事業補助金交付事業	
48	移住プロジェクトの実施	五箇山地域への移住の促進に取り組む。	◎	◎		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	世界遺産に住ままい家プロジェクト	
49	五箇山への路線バスの支援	高岡駅・新高岡駅から城端駅を経て五箇山に至る路線バス運行の支援。	◎	○			継続	R6～R11	交流観光まちづくり課 政策推進課	世界遺産バスの運行	
50	五箇山合掌の里の再生	五箇山合掌の里の活用施策の実施	◎				新規	R6～R11	交流観光まちづくり課	五箇山合掌の里を中心とした観光活用施策を実施	
51	アズマダチの把握調査	市内のアズマダチの把握調査の実施する。	◎			○	新規	R9～R11	文化・世界遺産課	市内アズマダチ把握調査	
52	五箇山と散居村の景観の保全	五箇山（平・上平）及び散居村の景観を保全するため、条例改正や景観行政団体を目指すといった景観施策に取り組む	◎	○		○	新規	R9～R11	道路整備課 文化・世界遺産課	五箇山景観条例の改正、五箇山・散居景観の保全のため景観行政団体をめざす	
53	散居景観保全事業の実施	散居村の景観保全のための支援を行う。	◎		◎		継続	R6～R11	農政課	南砺市散居景観保全事業補助金（屋敷林の選定補助等）	

No.	事業名	事業概要	取組主体				新規 / 継続	計画期間	行政担当課	具体的な事業	R6実績
			◎中心となって取組む ○協力して取組む								
			行政	地域	市民	所有者 専門家					
54	植物のドクターチェック	樹木医等専門家による植物の状態調査を実施する。	◎	○		◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	植物のドクターチェック(H31実施)	
55	盗掘・損壊等対策パトロールの強化	植物の盗掘の防止、地質鉱物の損壊の対策のためのパトロールを行う。	◎	○		○	継続	R6～R11 (恒常)	文化・世界遺産課	フクジュソウ盗掘防止パトロール、文化財保護指導員の巡視	
56	名勝地・植物・地質鉱物の周辺整備	名勝地・植物・地質鉱物の周辺の草刈りやゴミ取りといった環境整備を行う。	◎	◎	◎		継続	R6～R11	文化・世界遺産課	天柱石・巴塚の松・ツナギガヤの木周辺管理(シルバー委託、個人管理への報酬)	
57	名勝地・動物・植物・地質鉱物の魅力発信	文化芸術アーカイブスに名勝地・動物・植物・地質鉱物の魅力を発信する。	◎			○	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	文化芸術アーカイブに特集記事掲載	
58	埋蔵文化財発掘調査	市内の埋蔵文化財の本発掘・試掘調査を行い、その保護と活用に努める。	◎			○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	ほ場整備等に伴う試掘・本調査の実施(学術調査含む)	
59	埋蔵文化財包蔵地の周知	市内に所在する埋蔵文化財包蔵地の周知に努め、適切な保存と活用を図る。	◎	○			継続	R6～R11 (恒常)	文化・世界遺産課	埋蔵文化財包蔵地の周知	
60	高瀬遺跡保存活用計画の策定	国指定高瀬遺跡の適切な保存・活用を図るための計画を作成する。	◎			◎	新規	R6～R9	文化・世界遺産課	高瀬遺跡保存管理計画の策定	
61	高瀬遺跡に関するイベントの開催	高瀬遺跡において活用と魅力発信のためのイベントを開催する。	◎	◎			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	高瀬遺跡菖蒲まつりへの支援(準備・片付け、運営動員)	
62	古代体験ワークショップの開催	火おこしや勾玉づくりといった古代体験のワークショップを開催する。	◎	◎			継続	R6～R11	文化・世界遺産課	火起こし、勾玉づくり、組みひも、古銭づくり等のワークショップの開催(埋蔵文化財センター)	
63	伝統的なまちなみ(建造物)の調査研究	井波・城端・福野・福光の伝統的なまちなみを構成する建造物を調査し、総合的な把握調査に取り組む。	◎	○	○	◎	新規	R10～R11	文化・世界遺産課	伝統的建造物群の把握調査	
64	伝統的なまちなみの空き家等の利活用の促進	井波・城端・福野・福光の伝統的なまちなみの空き家の情報収集と利活用の検討・支援を実施する。	◎	◎	○	○	継続	R6～R11	南砺で暮らしません課 文化・世界遺産課	空き家の利活用	
65	伝統的なまちなみの景観づくりへの支援	井波・城端・福野・福光の伝統的なまちなみを活かした取り組みに対する支援を行う。	◎	○	○	○	継続	R6～R11	建設整備課	南砺市景観づくり事業補助金(住民協定のもと景観づくりに推進する事業)	
66	伝統技術の和紙生産の継承支援	美術工芸品保存修理に必要な和紙生産のため、原料栽培に対して技術指導・用具購入の支援を行う。	◎		◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	楮・トロロアオイ栽培事業(国庫補助事業)	
67	五箇山和紙の発信	和紙作り体験等のワークショップを開催する。	◎	◎		◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	アートで遊ぼうinなんと・なんと和紙ものがたりの開催(福光美術館)	
68	峠道の整備への支援	文化財愛護団体等が行う峠道の整備への支援を行う。	◎	◎		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	朴坂峠整備への報償、旧五箇山街道峠道の整備	



No.	事業名	事業概要	取組主体				新規 ／ 継続	計画期間	行政担当課	具体的な事業	R6実績
			◎中心となって取組む ○協力して取組む								
			行政	地域	市民	所有者 専門家					
69	瑞泉寺建造物の調査	井波別院瑞泉寺の建造物を調査し、さらなる価値の解明に取り組む。	◎	◎	◎	◎	新規	R6・R7	文化・世界遺産課	瑞泉寺建造物調査	
70	指定等文化財寺院建造物の維持管理への支援	指定等文化財寺院の建造物の修理等に対する支援を行う。	◎		◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	指定文化財保存事業（文化財保護条例3割補助）	
71	県指定「善徳寺文書」の調査支援	県指定善徳寺文書の保存・活用を図るため、所有者が行う全容を解明する調査の支援を行う。	◎	◎	◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	城端別院善徳寺文書調査活用事業への補助	
72	真宗寺院群の企画展の開催	真宗寺院・山城・史跡等の企画展示を開催する。	◎	○		○	新規	R8～R11	文化・世界遺産課	中世からの真宗寺院・山城・史跡等の企画展示	
73	真宗寺院群の紹介リーフレットの作成	市内の真宗寺院群のものがたりを伝えるリーフレットを作成する。	◎	○		○	新規	R8～R11	文化・世界遺産課	真宗寺院群のものがたりを伝えるパンフレットの作成	
74	井波日本遺産推進協議会との連携	井波日本遺産推進協議会との連携を強化し、保存継承と情報発信を図る。	◎	◎		○	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	井波日本遺産推進協議会との連携、井波日本遺産推進協議会を文化財保存活用支援団体への指定	
75	報恩講料理等の食文化の普及	郷土料理の紹介リーフレットを作成する、学校給食に郷土料理を提供するといった食文化の普及を行う	◎	○		○	継続	R6～R11	農政課 文化・世界遺産課	五箇山ぼべら、伯爵かぼちゃを学校給食で使用（農政課）。食文化の冊子作成	
76	棟方志功作品調査研究	棟方志功の作品の調査を継続的にを行い、作品の発掘とデータベース化を推進し、作品群の再評価に取り組む	◎		○	◎	継続	R6～R11	福光美術館	棟方志功作品調査（福光美術館）	
77	棟方志功の企画展の開催	継続的・定期的に棟方志功の企画展を開催しその魅力を発信する	◎		○	◎	継続	R6～R11	福光美術館 文化・世界遺産課	棟方志功企画展（福光美術館）	
78	「南砺 獅子舞」事業の開催	獅子舞の保存継承のため関係団体と連携し関連イベントを開催する。	◎	◎	◎		継続	R6～R11	文化・世界遺産課	獅子舞競演会の開催、獅子舞団体の交流	
79	福野夜高曳山行事総合調査の実施	福野夜高行事と曳山行事の詳細調査を行って再評価を行う。	◎	◎	○	◎	継続	R6～R7	文化・世界遺産課	福野夜高曳山行事総合調査事業（国庫補助事業）	
80	曳山保存修理への支援	曳山・庵屋台・夜高行燈の保存修理に対する支援を行う。	◎	◎	○	◎	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	城端曳山等保存修理事業（国庫補助事業）	
81	庵唄の後継者育成への支援	庵唄継承と育成のための支援を行う。	◎	○	◎	◎	継続	R6～R11	文化・世界遺産課	城端曳山等保存修理事業（国庫補助事業）に庵唄後継者育成事業が含まれる	
82	曳山等修理に関わる伝統技術の継承・育成の支援	曳山等修理をととして曳山修理に関わる伝統技術を持った職人を育成するため支援する。	◎	○	○	◎	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	曳山等修理事業の継続で修理業者を育てる	
83	市広報・HP等で山鉾屋台行事の魅力発信	市内の山鉾屋台行事の魅力を発信する。	◎	○		○	新規	R6～R11	情報政策課 文化・世界遺産課	山鉾屋台行事の魅力発信	
84	曳山等製作に関わった職人の紹介	曳山等の製作に関わった職人を紹介する企画展等を実施する。	◎	○		○	新規	R6～R11	文化・世界遺産課	城端曳山会館での企画展	
85	祭礼行事への支援	行事や関連イベント事業に対する補助金交付等の支援の実施する。	◎	○			継続	R6～R11	交流観光まちづくり課	曳山・夜高祭等への補助金交付	